

京都市情報公開・個人情報保護審議会

第5回制度部会 議事要旨

1 日 時 令和4年6月7日（火） 午前9時30分～午前11時40分

2 場 所 職員会館かもがわ 第5会議室

3 出席委員 山田部会長、小林委員、曾我部委員、松塚委員、宮村委員、渡辺委員

4 概 要

(1) 「京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申（素案）」の審議

これまでの制度部会での審議を踏まえ事務局が取りまとめた「答申（素案）」を審議し、当日の意見等を踏まえた「答申（案）」の最終確認を部会長に一任した。

（事務局）これまで様々な意見がある中で、委員各位の意見をお聞きしながら、現時点で案としてとりまとめた事項があるため、ご説明する。p.9 要配慮個人情報について、漏えい時の本人通知に関し、市独自の仕組みで措置すること等の全体のバランスの中で、特別の定めを置かない方が妥当ではないか。p.18 訂正及び利用停止請求について、開示請求を前置するかどうかだが、記載に間違いがあるという文書そのものの開示及び確認がないと、思い違いによる訂正請求が出てくる懸念があることから、開示請求前置を採ることではどうか。p.23 死者に関する情報の取扱いについて、国全体として、死者情報に係る遺族の権利等の範囲が明確化されておらず、法で規定がない一方で裁判例でも意見が分かれている分野であって、条例を用いて明確に線引きしていくことは困難ではないか。

（松塚委員）P.16 開示決定期間において、存否応答拒否決定等を「審査会」へ報告すると記載されているが、これは審議会ではなく審査会ということで間違いはないか。

（事務局）本市では情報公開・個人情報保護審査会と情報公開・個人情報保護審議会の2つの附属機関を設置しており、開示決定等に係る審査請求を審査会で、個人情報保護制度の運営に関する事項や制度の改善等を審議会において審議いただいております。存否応答拒否決定等については、引き続き審査会へ報告することを考えている。

（松塚委員）市が条例で設置する審査会に報告することは理解した。報告手続については、第三者によるコントロールが必要であるという趣旨と理解している。以前に運用状況の報告の中で、存否応答拒否決定だけでなく大量請求に係る権利濫用的な開示請求の状況についても報告を受けたと記憶しているが、権利濫用と判断する場合についても審査会へ報告するのか。

（事務局）権利濫用の判断をする等の例外的な取扱いをする場合には、行政の判断が中立的なものであったかを多面的に検証する必要がある。本市として例外的で重要な判断をする際には第三者機関へ報告を行う必要があると考えている。今後、それは審査会とは限らない。

（小林委員）P.11 目的外利用・提供の制限について、改正法における「相当の理由」や「特別の理由」にどういった事例が該当するのかわかりにくい。具体例等はあるのか。

（事務局）国のガイドラインにおいて、「「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的

な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。」と説明されている。また、「特別の理由」は「相当の理由よりも厳格な理由が必要であるとする趣旨である。」と説明されている。具体的には、行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があることなどが挙げられている。

(小林委員) 説明のような内容が記載されていれば、恣意的に判断されるものではなく、一定の基準があることがわかるのではないか。

(松塚委員) 改正法第69条第2項において列挙されている、本人同意がある場合や統計作成や学術研究の公益性の高い目的に利用する場合などにおいては、相当の理由等は不要である。法律で一定の類型的な規定は設けられており、法律で規定されているのであれば、条例で規定すべき余地はないと考えている。

(渡辺委員) 以前の制度部会において提供先を公表することで、利用や提供の透明性を確保するとの説明があったが、提供先の名称だけなのか。提供の理由についても公表されるのか。相当の理由などについての運用の公平性を担保するためにも必要ではないだろうか。

(事務局) 個人情報ファイル簿を閲覧した市民にとって分かりやすいよう、提供先の名称だけでなく、利用目的についても併せて公表することで考えている。市民にとっての利便性も考慮した制度となるよう、いただいた御意見も参考に検討していく。

(曾我部委員) 個人情報ファイル簿に提供の利用目的を記載し、市民が個人情報ファイル簿を手掛かりとして情報公開請求等の手段を取ることで、より詳細な情報を知ることができる仕組みを検討されているということか。そもそも目的外利用や提供に際して意思決定等の決裁文書が作成されていれば、個人情報ファイル簿に利用目的を記載しなくとも情報公開請求をすることで最低限の追跡は可能であり、特別な手当てがなくても市民の知り得る状態は確保されていると考えられる。

(事務局) 個人情報ファイル簿に利用目的の記載がなくとも追跡できるというのは、そのとおりである。しかし、一般の市民の人にとって、それが利用しやすいかという点がある。ファイル簿に、詳細な内容を記載しすぎると、かえって市民にとってわかりにくいものとなるおそれもあり、少なすぎると不親切な記載となる。いただいた御意見も踏まえて全体のバランスを図りながら検討していきたい。

(曾我部委員) また、国のガイドラインと記載されても、どのガイドラインを指しているのかが市民にとってわかりにくい。固有名詞を記載すべきでないか。

(事務局) 御指摘の内容については反映させていただく。

(宮村委員) 決裁文書に目的外提供の個別事情を記載することは当然であるが、個別理由付記の問題だけではなく、相当の理由等の基準を明確にし、公表することも必要である。改正後の条例に基準を規定するか、それ以外の方法により対応するのかのいずれかで整理は可能と考えるが、後者であれば裁量基準を明確化しておく必要がある。運用面の話ではあるが、国のガイドラインにより示された考え方に則るのであれば、その内容についてインターネット上での公開なども明確にしておく方法の1つである。そういった点も踏まえて制度設計を検討されたい。

(事務局) 国のガイドラインの記載内容は条文の書き方に日頃からなじみのある方は読めるかもしれないが、一般の市民にとっては分かりにくい文章と思っている。具体的な事例等も書いて、市民にとってわかりやすい内容で判断基準を明確にしておく必要はあると考えている。

(曾我部委員) 国が作成したガイドラインに記載される「相当の理由」や「特別の理由」の一般的な解釈は個人情報保護委員会が行うものであり、市は独自に解釈することはできないのではないかと。

(事務局) 独自解釈することは考えていない。ただ、今後、自治体から様々な個別事案の相談が個人情報保護委員会に持ち込まれ、その判断の積み重ねにより、判定基準が具体的に見えやすくなってくると予想している。そういった積み上げを具体的に手引等に記載することで、市民にとって分かりやすいものを作ることはできると考えている。また、国が作成した資料がインターネット上に公表されているだけでは、市民はどの資料を見ればよいか分かりにくいと、本市としても、これだけを見たら、全体像がつかめるといようなもの、それは”手引”のようなものを想定しているが、そこで再構成をする必要であると考えている。

(松塚委員) 法律の規定はしっかりしており条例化の余地はないが、市民にとって目に見えるサンプルが示されていれば、一層分かりやすいと考える。

(事務局) 国のガイドラインで今書かれている具体例としては、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社、外国政府や国際機関に対して、保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合といったものが挙げられている。

(松塚委員) そういったものがあれば分かりやすい。

(曾我部委員) P. 10 本人外収集の制限については、そもそも条例で独自に規定することが許容されているのか。

(事務局) 個人情報保護法の改正の趣旨の1つに共通ルール化が挙げられており、原則として、個人情報の取扱いに関する独自の規律は認められないと認識している。しかし、どのような規定が法律に抵触するか、しないのかは、明確に言い切れない部分があり、個人情報の取扱いに関しても、個人情報保護委員会にも相談のうえ、条文の内容を工夫して少し異なる規律として、多少の上乗せなどの条例を定める自治体は出てくる可能性はある。他都市の動向にも注視しながら、しかし共通ルールの範囲内で、市民にとってよりよい制度としていく必要があり、初めから絶対に許容されないと捉えているものではない。共通ルール化された部分についても、独自規定の必要性の検証は、ひとつずつ必要であり、論点設定でどの事項を選んだかについても、共通ルールの有無だけで選択したものではない。答申全体についても、この考え方に基づいている。

(曾我部委員) 検討した結果、独自の規定は必要ないと判断されたのであればそれでよい。

P. 12 電子計算機処理の制限、電子計算機の結合の制限の条例欄にある審議会が関与する事案については、要配慮個人情報のなかでも区別を行うという趣旨か。ここに挙げられている思想・信条や犯罪に関する個人情報以外にも病歴に関する個人情報等も改正法では要配慮個人情報に含まれるが、とりわけ一部の要配慮個人情報だけに関与する仕組みを残す理由は何か。

(事務局) 法律に規定された要配慮個人情報であっても、比較的、電子計算機処理等になじみやすいものとそうでないものがあると考えており、とりわけ配慮が必要と認められるものについては、事前にセキュリティチェック等による安全性の確認だけでなく、電子計算機処理等の必要性を議論することは継続したいとの趣旨である。要配慮個人情報を電子計算機処理する際に、全件に対して審議会への意見聴取手続に付すことは類型的な審議となってしまうため、とりわけ必要と認められるような場合において審議会が関与する仕組みと

している。審議会が関与する具体的な内容については、現時点では記載の案以上の明確なものはお示しできていない。

(曾我部委員) このような仕組みであれば、改正法の範囲内で可能と考えたということか。

(事務局) そのとおりである。自治体間での情報共有や、個人情報保護委員会へ相談のうえによりよい仕組みとなるよう検討してまいる。

(曾我部委員) P. 14 漏えい等への対応について、制度部会場でこれまで議論してきていなかったが、市の出資法人等の関連団体における漏えい等を市に報告させる必要はないのか。法律では、出資法人等は個人情報取扱事業者に該当するため、個人情報保護委員会への報告が義務付けられるが、市の関連団体でありながら市が把握していないのは不体裁である。市に対する報告義務を課すことが望ましいのではないか。

(事務局) 現行の取り扱いでは、出資法人から漏えい等の報告は求めている。今後の対応については検討段階ではあるが、現在も個人情報開示請求や情報公開請求の件数について出資法人に確認し、運用状況として審議会へ報告を行っている。個人情報保護制度の運用状況として、併せて報告を求め、本市として把握することも1つの方法と考えられる。

(曾我部委員) これまでは報告義務はなかったが、改正法において漏えい報告制度が開始するにも関わらず、年間報告として把握するだけで良いのだろうか。

(事務局) 委員御指摘の内容については、制度設計の参考とさせていただく。

(松塚委員) 出資法人に対しては契約書面の中で漏えい等があった際に市に対して報告することとすればよいのではないか。出資法人に個人情報を提供する際には、契約のような形式で義務を課すことで足りるのではないか。

(曾我部委員) 出資法人と市が契約関係にないこともある。

(事務局) 曾我部委員の御指摘は、京都市からの業務を請け負ったケースだけでなく、出資法人が独自業務を進めるにあたって、個人情報の漏えい等があるかもしれないという趣旨なのではないか。

(松塚委員) そういう趣旨であれば承知した。

(渡辺委員) P. 19 個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録に関して、理由欄の最後の一文の記載が条例欄の内容と重複しており、理由としては違和感があるため文言の修正が必要かと思う。

(事務局) 御意見を踏まえて修正する。

(曾我部委員) p. 20で、1,000人未満の個人情報ファイルの公表は、「条例事項ではない」と書かれている。「条例事項ではない」と言い切るのはいかがか。現行条例における個人情報取扱事務目録は条例で定められており、それとのバランスもある。運用に委ねると、柔軟な改変が可能になってしまうというマイナス面がある。また、条例への規定の有無は、国や他都市の制度設計への影響力も出てくるため、特段の支障がなければ条例化も検討すべきではないか。

(事務局) 改正法の趣旨である共通ルール化のもと、自治体として規定したい内容を法律の範囲内において規定することは不可能ではないと考えている。少なくとも1,000人未満の個人情報ファイルの保有状況について一元的に把握するなかで、一覧の整理について規程を整備する必要があると考えている。一方で個人情報ファイルの保有状況の公表手法については、将来的な改善の余地を残すことなどのバランスを考慮しながら検討していきたいと考えている。

(曾我部委員) 個人情報保護制度や情報公開制度は、国に先駆けて地方公共団体が条例を制定し制度を整備するなかで、国が法律を制定した最たる例である。このように条例で定めることは、中長期的にみて法改正を促すこともあるため、実務的には運用で対応する必要性も理解できるが、法律に要改善点がある場合には条例で規定することに意義があると考えている。

(事務局) 共通化という目的がある中で、どこまで条例でうたうことができるのか、また、条例に規定しないと本当に実効性が確保できないのかなど、複雑な要素が含まれている。他の項目や全体にも及ぶ御指摘であり、委員の御意見も踏まえて検討していきたい。

(曾我部委員) その点で言えば「条例事項ではありませんが」を削除していただき、「公表方法を工夫してください。」の部分に「条例での規定も含め」といった文言を追加されたい。

(事務局) 御意見については承知した。

(小林委員) P. 22 審議会の役割において、存否応答拒否決定の報告については従来、審査会にのみ報告されていたが、今後は存否応答拒否決定した内容について審議会に対して報告を行うのか。

(事務局) 存否応答拒否決定等は審査会へ、行政機関等匿名加工情報の提供状況については審議会へ報告を行うことを想定しており、全体として第三者機関のチェック機能を残すという趣旨で「審議会等」と記載した。現在の取扱いは個別事案の内容に係る報告を審査会に、情報公開制度の運用状況に係る報告を審議会にしており、審査会及び審議会の双方に対して報告を行っている。

(松塚委員) P. 16 開示決定期間は14日に短縮されるとのことだが、訂正、利用停止請求に対する決定期間は法律に準じるということか。

(事務局) 改正法の訂正、利用停止請求に係る決定期間は現行条例と同じ期間であり、法律に準じることで考えている。

(松塚委員) 開示決定期間を延長する場合に30日の延長が可能とされており最大で60日の延長が可能であるが、条例で当初の開示決定期間を短縮した場合はどうなるのか。

(事務局) 決定期間を短縮した場合には、当初の決定期間が14日であり、延長できる決定期間である30日を足した44日となる。

(曾我部委員) P. 23 死者に関する情報の取扱いについて、死者に関する情報を個人情報に含まれるものとして運用しているとの記載はやや誤解を招くおそれがあるため、後述されている死者に関する情報が同時に生存する個人に関する情報でもあるとみなせる場合には個人情報として取り扱うことが分かるようにされたい。また、ア分析の最後の一文は死者に関する情報を死者に関する情報として提供する場合の内容であり、前文の死者に関する情報を生存する個人に関する情報として開示する場合と段落を分けるなどにより、前提が異なる内容であることがわかるようにされたい。

(宮村委員) 同じく理由欄についても、前半部分は生存する個人に関する情報として開示請求で開示する内容が記載されているが、後半部分は死者情報として遺族に提供する内容が記載されているため、もう少し記載内容を切り分けるなどの整理が必要ではないか。

(曾我部委員) 条例での対応は個別判断となるため取り扱いの基準となる要綱を定めることと、条例外手続きとして任意提供手続きの基準を要綱で定めて対応することの2点があるため、それぞれを分けて記載すると分かりやすくなる。なお、明らかに遺族の個人情報とは言えない情報であっても当然に遺族が知りたい情報もあり、条例化が難しいとしても一定の基

準を設けて適切な運用を図っていただきたい。

(事務局) 前回の制度部会での議論や答申を踏まえて、まずは庁内での共通認識を持つことが課題であると認識している。

(渡辺委員) 改正法では個人情報が生存する個人に関する情報に限定され、死者に関する情報が除外されたが、開示請求に関しては、現行条例において死者に関する情報であっても生存する遺族の個人情報でもあると言える場合には請求者の個人情報とみなして開示の判断がされており、この取扱いについては改正法においても変更はなく、大きな違いはないという理解で良いか。

(事務局) 改正法で規律の対象外になったという理解であり、この点、わかりにくい部分であるが、対象外になったゆえに、解釈が変更されたというものではないと捉えている。

(曾我部委員) 相続に関する情報は、死者に関する情報であると同時に相続人に関する情報であるとみなされやすいが、事故報告書等の情報は、遺族の個人情報とは言えないため開示されないといったことがある。事故報告書等については、遺族が当然に知りたい情報であり、こういった情報については任意での情報提供等による対応が求められる。

(渡辺委員) その問題については、改正法への移行に伴い生じた問題ではないということか。

(曾我部委員) 従前から生じている課題である。

(松塚委員) P. 23 新条例の適用対象について、実施機関という用語が出てきている。現行条例においては、「実施機関」に市長や公営企業管理者などの長を含めているが、改正法では「行政機関等」に地方公共団体の機関を位置付け、長を指す場合には「行政機関の長等」と規定されている。改正法と条例の用法が異なると市民にとってややわかりにくいかもしれない。

(事務局) 条例が国の法律に先駆けて整備されていた経過もあり、用語のばらつきという課題は、全国的にもあると認識している。法改正により、用語の使い方が統一化されたため、条例案作成時には改正法における用語の使用方法に基づきたい。

(2) その他（今後の予定）

第6回制度部会は、パブリックコメントの実施結果を確認し、パブリックコメントを踏まえた答申を審議することとし、令和4年8月8日（月）午後2時に開催することとした。